

TAINS

Tax Accountant Information Network System

はじめに

財産債務調書及び国外財産調書は、富裕層が所有する財産の状況を把握することを目的として、一定の要件を満たした納税者に対してその提出が義務付けられています。そして、適正な提出義務の履行のために加算税の優遇・加重制度があります。

今回は、財産債務調書・国外財産債務調書への記載が争われた裁判事例をご紹介します。

I 財産債務調書への記載が争われた裁判

R6.2.7公表裁判（棄却）
J134-1-01

<事案の概要>

この裁判の事案は次のとおりです。
請求人は、A証券に開設された一般口座にB社の株式36,000株を所有し、そしてC証券には160,000ドルのD債券を所有していました。請求人は令和3年中にこれらを売却しましたが、当初の確定申告において申告漏れをし、令和3年分の所得税等について、上場株式等に係る譲渡所得等の申告漏れがあったとして修正申告をしました。

令和2年12月31日分の財産債務調書にはB社株式とD債券についての銘柄・数量の記載がされていないとして、過少申告加算税の加重措置が適用されました。

<審判所の判断>

審判所は、次のように判断しました。

1. 財産債務調書の提出義務について

財産債務調書の提出制度は、所得税等の申告の適正性を確保するため、納税者の保有する財産及び債務に関する情報につき納税者本人から提出を求め

る制度であり、財産債務調書の提出及び適正な記載を確保するためのインセンティブとして、加算税の軽減措置及び加重措置が設けられている。

このような財産債務調書の提出制度の趣旨から、財産債務調書には財産の種類・数量・価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載することが規定され（国送法6の2①）、さらに、有価証券については、種類別・用途別・所在別の数量・価額・取得価額を記載することが規定されている（国送規15①）。過少申告加算税の加重措置の適用要件として、「修正申告等の基因となる財産又は債務について記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認められる場合」が定められている（国送規6の2②）。これは、修正申告等の基因となる財産又は債務の特定が困難である場合をいうものと解される。

2. あてはめ

本事案で問題となっているB社株式とD債券について、本件財産債務調書には①財産債務の区分欄には有価証券（上場株式）、種類欄には「国内株式等」、用途欄には「一般用」、所在欄には「A証券」、財産の価額又は債務の金額欄にはその金額が記載され、②財産債務の区分欄には「株式以外の有価証券」、種類欄には「債権等」、用途欄には「一般用」、所在欄には「J銀行」、財産の価額又は債務の金額欄にはその金額が記載されているものの、B社株式及びD債券の各銘柄及び各数量の記載がなく、請求人の保有する本件B社株式及びD債券を特定することは困難であると認められる。したがって、B社株式及びD債券の譲渡に係る修正申告に伴う過少申告加算税の計算においては、加重措置が適用される。

SERIES TAINS 解体新書

財産債務調書・国外財産調書への記載が争われた事例



田口 渉 [向島]

II 国外財産調書への記載が争われた裁判

R5.12.7公表裁判（棄却）
J133-1-03

<事案の概要>

この裁判の事案の概要は次のとおりです。

請求人は、アメリカ国に建物を所有しており、令和元年8月から賃貸の用に供していました。この物件から生じた不動産所得については確定申告をしていました。そして令和3年6月に譲渡しました。その後、税務調査があり、令和元年分並びに令和2年分の所得税等の確定申告において本件物件に係る不動産所得の減価償却費の過大計上が認定され修正申告をしました。

請求人は、本件物件について国外財産調書は、国外財産の区分の欄には「建物」、種類の欄には「Personal Use-BURILDIN」、用途の欄には「一般用」、所在の欄には「Residence Property」、金額欄にはその評価金額を記載しましたが戸数及び床面積の記載はしていませんでした。

<審判所の判断>

1. 国外財産調書の提出義務について

国外財産調書の提出制度は、国外財産に係る課税の適正化の観点から、納税者本人から国外財産の保有について申告を求める制度であり、国外財産調書の提出及び適正な記載を確保するためのインセンティブとして、国外財産軽減加重措置が設けられている。

この趣旨から、国外財産調書には「国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項」を記載することが規定されており（国送法5）、国外財産加重措置は「重要なものの記載が不十分であると認められる場合」に適用され

る（国送法6条③二）。そして、国外財産調書への記載について、重要なものの記載が不十分であるか否かの判断は、国外財産調書自体の記載内容から行うべきである。

2. あてはめ

令和元年分国外財産調書及び令和2年分国外財産調書は、本件物件の種類欄や用途欄の記載に誤りがあるだけでなく、所在地や戸数、床面積についても記載に誤りがあり、又は記載がないから、本件物件を提出された国外財産調書の各記載内容から特定することは困難である。したがって、本件物件に関する国外財産調書の各記載内容は、いずれも「重要なものの記載が不十分である」と認められるから、本件物件に関する減価償却費の過大計上に係る部分の過少申告加算税について国外財産加重措置が適用される。

III 検討

財産債務調書並びに国外財産調書は、単なる情報提供のための法定調書ではなく、所得税・相続税に係る加算税に影響する重要なものとなるので、その記載内容については十分な内容としておく必要があります。

おわりに

TAINSで検索される場合は、[詳細検索] ⇒ [TAINSキーワード] 欄に、「財産債務調書」「国外財産調書」と入力してください。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール〈info@tains.or.jp〉にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力 が楽になる!

MJS公式キャラクター
「ミロにゃん」



仕訳やチェック時間を効率化

NX^{ACELINK}-Pro 会計事務所向けERP

証憑書類 通帳 レシート 領収書 取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳 AI-OCR AI仕訳

仕訳・残高を自動チェック MJS AI監査支援。

Mミライの
Jジャパンを
S最高に
ミロク情報サービス

MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化 検索

